

令和6年6月17日
健康福祉常任委員会

令和6年度 事務概要

兵庫県福祉部

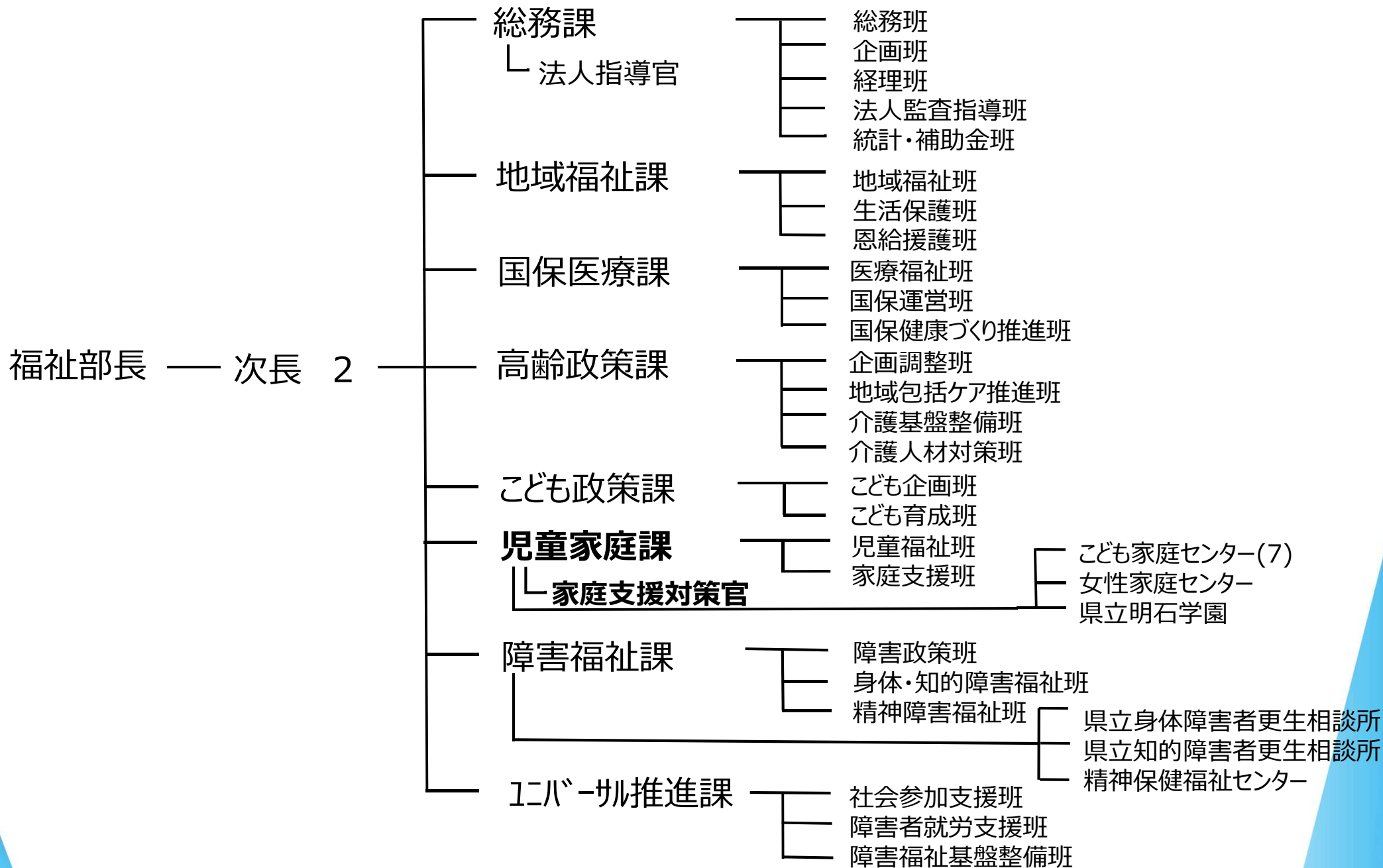
目次

| | | |
|---------|-------|----|
| 組織図 | | 03 |
| 職員現員表 | | 06 |
| 附属機関一覧表 | | 08 |
| 重要施策体系表 | | 09 |
| 重要施策 | | 10 |
| 当初予算の概要 | | 30 |

参考資料

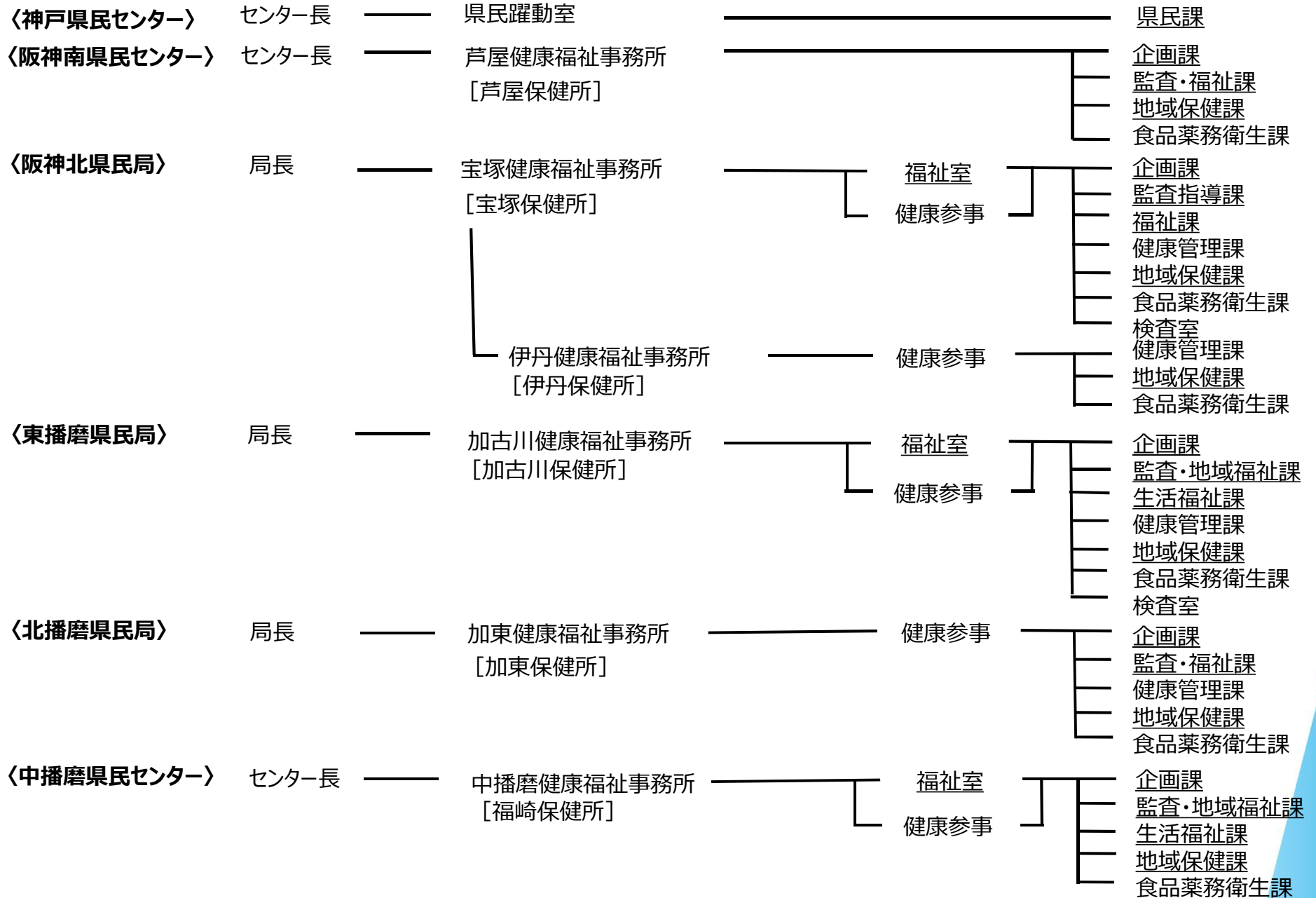
| | | |
|----------|-------|----|
| 地方機関等一覧表 | | 32 |
| 事務分掌 | | 34 |

福祉部組織図 (令和6年4月1日現在)



県民局及び県民センター組織図

(福祉部・保健医療部関係部分のみ)



県民局及び県民センター組織図

〈西播磨県民局〉 局長

龍野健康福祉事務所
[龍野保健所]

福祉室
健康参事

企画課
監査指導課
地域福祉課
生活福祉課
健康管理課
地域保健課
食品薬務衛生課
検査室
地域保健課
食品薬務衛生課

赤穂健康福祉事務所
[赤穂保健所]

〈但馬県民局〉 局長

豊岡健康福祉事務所
[豊岡保健所]

健康参事

企画課
監査・福祉課
健康管理課
地域保健課
食品薬務衛生課
検査室
生活福祉課
地域保健課
食品薬務衛生課

新温泉健康福祉事務所

朝来健康福祉事務所
[朝来保健所]

但馬長寿の郷

管理部

企画管理課
地域ケア課

〈丹波県民局〉 局長

丹波健康福祉事務所
[丹波保健所]

企画課
監査・福祉課
健康管理課
地域保健課
食品薬務衛生課

〈淡路県民局〉 局長

洲本健康福祉事務所
[洲本保健所]

健康参事

企画課
監査・福祉課
健康管理課
地域保健課
食品薬務衛生課
検査室

職員現員表

06

| 課名 | 現員 | 現員の内訳 | | |
|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| | | 事務職 | 技術職 | 技能 労務職 |
| 総務課 | 28 | 28 | | |
| 地域福祉課 | 21 | 20 | 1 | |
| 国保医療課 | 16 | 14 | 2 | |
| 高齢政策課 | 29 | 26 | 3 | |
| 子ども政策課 | 15 | 14 | 1 | |
| 児童家庭課 | 19 | 15 | 4 | |
| 障害福祉課 | 21 | 16 | 5 | |
| ユニバーサル推進課 | 16 | 16 | | |
| 本庁計 | 165 | 149 | 16 | |

| 地方機関又は 派遣団体名 | 現員 | 現員の内訳 | | |
|-----------------|------------|------------|------------|-----------|
| | | 事務職 | 技術職 | 技能 労務職 |
| 中央子ども家庭センター | 64 | 16 | 48 | |
| 尼崎子ども家庭センター | 30 | 7 | 23 | |
| 西宮子ども家庭センター | 32 | 10 | 22 | |
| 川西子ども家庭センター | 44 | 12 | 32 | |
| 加東子ども家庭センター | 19 | 6 | 13 | |
| 姫路子ども家庭センター | 39 | 15 | 24 | |
| 豊岡子ども家庭センター | 13 | 5 | 8 | |
| 女性家庭センター | 8 | 6 | 2 | |
| 明石学園 | 23 | 4 | 16 | 3 |
| 身体障害者更生相談所 | 10 | 9 | 1 | |
| 知的障害者更生相談所 | 7 | 3 | 4 | |
| 精神保健福祉センター | 17 | 2 | 15 | |
| 地方機関計 | 306 | 95 | 208 | 3 |
| (社福)兵庫県社会福祉協議会 | 6 | 6 | | |
| (社福)兵庫県社会福祉事業団 | 5 | 1 | 4 | |
| 派遣団体計 | 11 | 7 | 4 | 0 |
| 福祉部計 | 482 | 251 | 228 | 3 |

※令和6年4月1日現在

※再任用職員（短時間）を除く

職員現員表

07

| 事務所名等 | 現員 | 現員の内訳 | | | 事務所名等 | 現員 | 現員の内訳 | | |
|-------------|----|-------|-----|-----------|-------------------------------|------------|------------|----------|-----------|
| | | 事務職 | 技術職 | 技能 労務職 | | | 事務職 | 技術職 | 技能 労務職 |
| 〈阪神南県民センター〉 | | | | | 〈但馬県民局〉 | | | | |
| 芦屋健康福祉事務所 | 26 | 8 | 18 | | 豊岡健康福祉事務所 | 40 | 11 | 29 | |
| 〈阪神北県民局〉 | | | | | 新温泉健康福祉事務所 | | | | |
| 宝塚健康福祉事務所 | 54 | 17 | 37 | | 朝来健康福祉事務所 | 17 | 3 | 14 | |
| 伊丹健康福祉事務所 | 35 | 4 | 31 | | 但馬長寿の郷 | 10 | 3 | 7 | |
| 〈東播磨県民局〉 | | | | | 〈丹波県民局〉 | | | | |
| 加古川健康福祉事務所 | 61 | 19 | 42 | | 丹波健康福祉事務所 | 31 | 8 | 23 | |
| 〈北播磨県民局〉 | | | | | 〈淡路県民局〉 | | | | |
| 加東健康福祉事務所 | 41 | 12 | 29 | | 洲本健康福祉事務所 | 38 | 9 | 29 | |
| 〈中播磨県民センター〉 | | | | | 県民局等計 | | | | |
| 中播磨健康福祉事務所 | 32 | 16 | 16 | | 466 | 142 | 324 | 0 | |
| 〈西播磨県民局〉 | | | | | 総計（県民局等を含む） | | | | |
| 龍野健康福祉事務所 | 53 | 21 | 32 | | 948 | 393 | 552 | 3 | |
| 赤穂健康福祉事務所 | 20 | 3 | 17 | | ※令和6年4月1日現在 ※再任用職員（短時間）を除く | | | | |

附属機関一覧表

(令和6年4月1日現在)

08

| 名称 | 担 任 事 務 | 委員定数 | 任 期 | 担当課室等 |
|--------------------|---|-----------------------|-----|----------------|
| 社会福祉審議会 | 社会福祉に関する事項の調査審議に関する事務 | — | 3年 | 地域福祉課 |
| 国民健康保険 審査会 | 国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務 | 9人 | 3年 | 国保医療課 |
| 後期高齢者医療 審査会 | 高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（市町及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務 | 9人 | 3年 | 国保医療課 |
| 兵庫県国民健康 保険運営協議会 | 国民健康保険法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、同法第82条の2第1項の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成その他国民健康保険事業の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務 | 14人 | 3年 | 国保医療課 |
| 介護保険審査会 | 介護保険法第183条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務 | 9人 以上 69人 以内 | 3年 | 高齢政策課 |
| 子ども・子育て 会議 | 子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援事業支援計画並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事務 | 33人 以内 | 2年 | こども政策課 |
| 認定子ども園 審議会 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項に基づく幼保連携型認定子ども園の設置の認可及び知事の諮問に応じ、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園にかかる認定の調査審議に関する事務 | 10人 以内 | 4年 | こども政策課 |
| 障害福祉審議会 | 障害者基本法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画及び障害者総合支援法第89条に規定する都道府県障害福祉計画の策定に係る意見聴取、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議、並びに障害者総合支援法第97条及び児童福祉法第56条の5の5に規定する市町の介護給付費等に係る処分についての審査請求に関する事務 | 30人 以内 | 3年 | 障害福祉課 |
| 精神医療審査会 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による入院者の定期的報告及び入院の届出並びに退院等の請求に関し必要な事項の審査に関する事務 | 30人 | 2年 | 精神保健 福祉センター |

福祉部重要施策体系表

09

安全安心な福祉社会の実現

| | |
|-----------------------------------|------------------------|
| I .地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実 | (602,719,404千円) |
| 1.地域福祉施策の推進と 社会福祉法人の適正運営の確保 | (7,421,171千円) |
| 2.国民健康保険事業等の推進 | (595,298,233千円) |
| II .高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実 | (159,303,695千円) |
| 1.高齢者の地域生活を支える施策等の推進 | (92,956,453千円) |
| 2.子ども・子育て支援の推進 | (43,749,437千円) |
| 3.児童虐待・DV防止対策等の推進 | (22,597,805千円) |
| III .ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援 | (60,292,405千円) |
| 1.ユニバーサル社会づくりの推進 | (36,082,397千円) |
| 2.障害福祉施策の推進 | (24,016,570千円) |
| 3.自殺防止対策の推進 | (193,438千円) |

1 地域福祉施策の推進と社会福祉法人の適正運営の確保

(1) 地域福祉の推進

- ・民生委員児童委員などの社会福祉関係者等が一体となり、地域福祉を向上

【新】地域の实情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

《支援内容》市町が実施する以下の取組を支援

- ・業務負担の軽減（タブレット端末を活用したICT化等）
- ・理解度の向上（地域の見守り活動への体験参加等）等



高齢者宅への訪問活動

- ・市町と連携したヤングケアラー支援体制の拡充

【拡】ヤングケアラー支援体制の拡充

[新] 1 市町の取組促進を図る支援モデルの構築(市町支援マニュアルの作成)及びキャラバン研修

[新] 2 ピアサポートの全県的な展開・育成(支援団体との情報交換会の開催)

3 その他(専門相談窓口(県社会福祉士会に相談員2名配置)、支援者向け研修、配食支援)



多職種連携研修

- ・全県的な権利擁護の担い手養成等を推進

【新】権利擁護支援体制整備・拡充事業

1 研修の実施（権利擁護サポーター等養成研修、法人後見実施法人等養成研修、意思決定支援研修）

- ・孤独・孤立に関する現状や課題を共有し、公民連携のプラットフォーム立ち上げに向け調整

【新】孤独・孤立対策推進事業

1 兵庫県孤独・孤立対策連携推進会議の開催（庁内関係部局、有識者で構成）

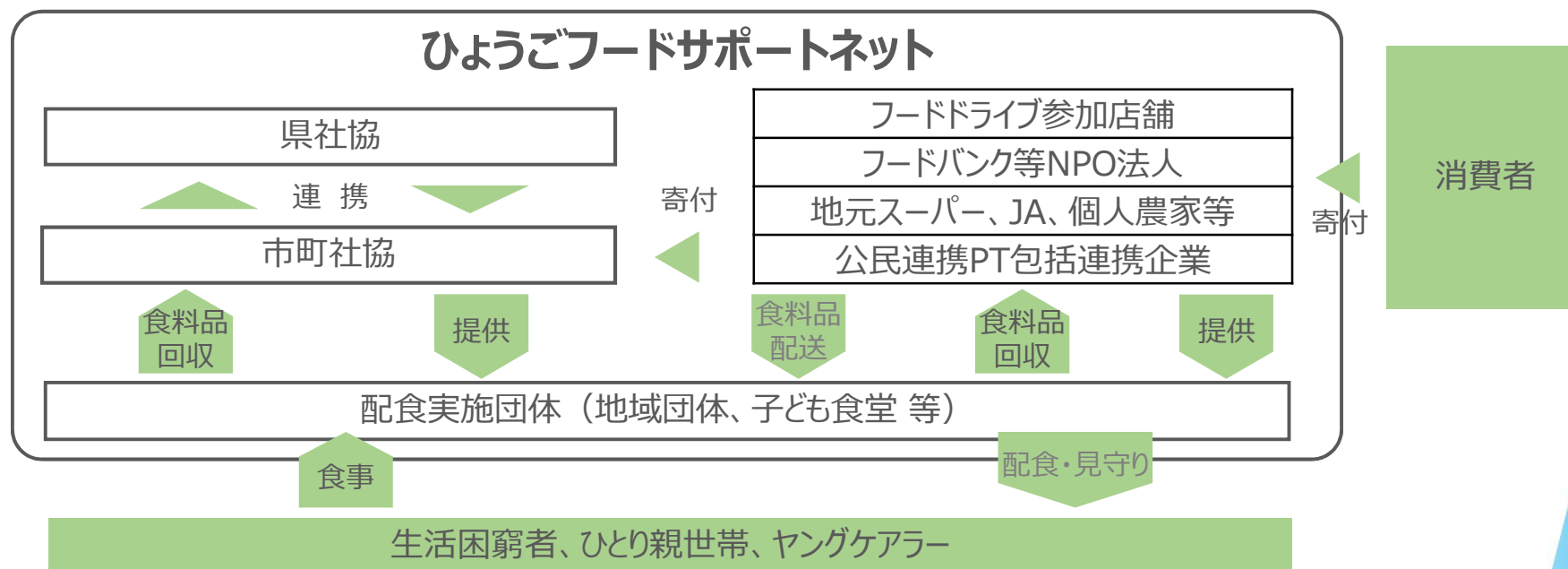
2 各地域での施策内容・ニーズ調査の実施

(2) 生活保護世帯・生活困窮者等への支援

- ・生活保護制度の適正な実施
 - ・生活困窮者に対し、生活相談、就労準備支援、家計改善支援、住宅確保のための給付を実施
 - ・生活福祉資金等の貸付など必要な支援を実施
- ・公民が連携して食品配布等に取り組む「ひょうごフードサポートネット」参画団体による活動を支援

【新】ひょうごフードサポートネットHPの構築・運営

- ・食材の需要・供給情報を掲載し、食材マッチングを効率化
- ・取組事例を紹介し、新たな参画者・寄附獲得を促進



(3) 子どもの貧困対策

- ・ 「子ども食堂」の立ち上げにかかる費用の助成
- ・ 子ども達の自宅へ弁当を届けるアウトリーチ活動への補助

子ども食堂開設支援

《対象経費》 調理器具（炊飯器、冷蔵庫等）、家具、食器など
《補助上限》 月2回以上実施：200千円、月1回実施：100千円



子ども食堂

(4) 戦傷病者・戦没者遺族等援護対策の推進

- ・ 先の大戦による犠牲者への慰藉事業、戦傷病者・戦没者遺族等援護にかかる事業を推進
- ・ 高校生が制作した動画の活用など、戦争の記憶を次世代へ伝承する取組を推進

【動画のダイジェスト】



① 高校生からのメッセージ



② 島田叡さんを知っていますか



③ 沖縄戦の概要

(5) 社会福祉法人の適正運営の確保

- ・ 効果的に指導・監査を実施
- ・ 財務や運営に問題を抱える法人の経営破綻等の未然防止に取り組む

2 国民健康保険事業等の推進

(1) 国民健康保険事業の運営

① 安定的な財政運営

全市町合意のもと改定した「兵庫県国民健康保険運営方針」等に基づき、

- ・ 財政運営の責任主体として安定した運営の実施
- ・ 保険料水準の統一（同一所得・同一保険料）に向け、市町に対して必要な支援を実施

② 予防・健康づくりの推進

- ・ 市町が実施する特定健診・特定保健指導の実施率向上対策、生活習慣病の重症化予防、健診・レセプト等のデータ分析に基づく保健事業を支援

(2) 後期高齢者医療制度への支援

- ・ 後期高齢者医療広域連合や市町への助言
- ・ 医療給付費等の財政支援等の実施

(3) 福祉医療制度の実施

- ・ 県・市町協調事業として、高齢期移行者、重度障害者・高齢重度障害者、乳幼児等・子ども、母子家庭等に対し、医療保険制度における自己負担額の一部を助成



1 高齢者の地域生活を支える施策等の推進

(1) 高齢者の地域生活を支える施策の推進

・以下に取り組む市町を支援

- ①介護予防・生活支援体制の充実、②在宅医療・介護連携の推進
- ③地域包括支援センターの機能強化 等

【新】先導的な取組のノウハウを活用した 市町の介護予防・生活支援事業への伴走型支援

《支援内容》 集合研修(ワークショップ形式) 1回、 直接研修(個別支援) 3回、 総括研修(研修会・報告会) 1回
 《支援対象》 姫路市、加古川市、三木市、南あわじ市
 《実施方法》 (株)コーミンへ委託

・老人クラブ活動の「支え合い」と「社会参加」による介護予防の推進
 (支え合い、居場所づくり、健康づくりなどの活動への支援)

| 補助対象 | 活動内容 |
|------------------------|---|
| 県老人クラブ 連合会 | 県域における以下の取組等 ・市町老人クラブ連合会の会長研修会や女性・若手リーダー研修 ・健康づくり・介護予防に関する先進優良事例等の情報収集紹介 ・ブロックによる健康づくり・介護予防に関する事業や講演会の実施 |
| 市町老人クラブ 連合会 | 市町域における以下の取組等 ・健康づくり・シニアスポーツ活動、趣味・文化・レクリエーション活動、学習活動等 ・健康保持・介護予防等の料理教室、ニュースポーツの普及促進等の健康づくり・介護予防に関する実践活動 |
| 単位老人クラブ | 地域における以下の取組等 ・共生型助け合い活動、会員加入促進活動、地域活動の再開 ・健康づくり(健康体操等)活動 |

(2) 介護サービスの充実・強化

- ・ 特別養護老人ホーム等の整備推進のため補助単価を引き上げ（+8.9%）
- ・ 在宅生活を支える定期巡回・随時対応サービスや看護小規模多機能型居宅介護への参入支援
- ・ 地域の実情に応じた介護サービスの充実・強化
（要介護者等の自立支援・重度化防止の取組の推進など）

【新】自立支援・重度化防止普及推進事業

1 研究会の設置

《構成員》

学識経験者、事業者団体等

《主な検討内容》

- ・ 好事例等の評価検討
- ・ 横展開する好事例等の選定
- ・ 好事例等の調査・収集

2 好事例の発信

取組事業所が作成した啓発動画の配信等

(3) 介護人材の確保対策の推進

① 多様な人材の参入促進

- ・ 外国人介護人材の受入れ促進と定着支援
- ・ 元気高齢者等が介護周辺業務を担う
ひようごケア・アシスタントの普及
- ・ 奨学金返済支援等による若年層の定着促進
- ・ 福祉人材センターによる人材確保
- ・ 総合衛生学院介護福祉学科の運営による
専門性の高い介護人材の養成

② 定着促進・キャリア支援

- ・ 介護人材の資格取得支援
- ・ 処遇改善加算の取得促進

③ 働きやすい職場づくり

- ・ 介護ロボットの導入・ICT化等の介護現場の
生産性向上による働きやすい職場づくり
- ・ ひようご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター
の運営

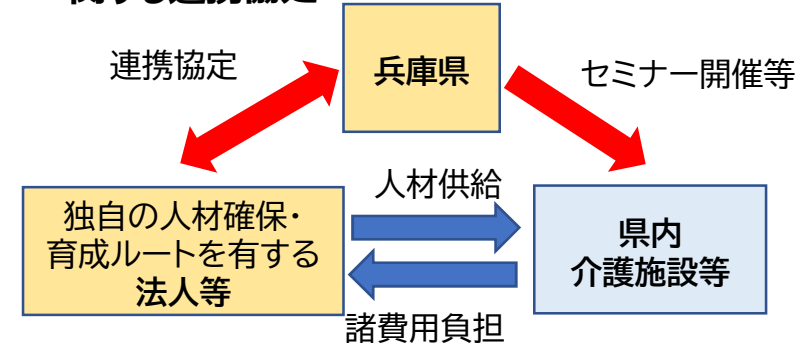


見守りセンサー



装着型パワーアシスト

【新】公民連携による外国人介護人材の活躍に向けた取組に関する連携協定



【拡】社会福祉法人等奨学金返済支援制度の拡充

| | 対象年齢 | 補助期間 | 補助総額 |
|------------|--------------|-----------------------|-------------------------------------|
| 拡充後 | 40歳未満 | 最大17年 ※要件あり | 306万円 (県 法人) 204万 102万 |
| 現行 | 30歳未満 | 最大5年 | 90万円 (県 法人) 60万 30万 |

| 最大補助期間 | 補助総額 | ※ 対象法人の要件 |
|---------------|----------------------------|----------------------------------|
| 【新】17年 | 306万円 (うち県204万円) | ミモザ企業 + ワーク・ライフ・バランス認定・表彰 |
| 【新】10年 | 180万円 (うち県120万円) | ミモザ企業(新認定区分) + ワーク・ライフ・バランス宣言 |
| 5年 | 90万円 (うち県60万円) | - (上記以外の法人) |

2 子ども・子育て支援の推進

(1) 「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024年度）」の推進

- ・ 基本理念：「安心して子育てできる兵庫の実現」
- ・ 2025年度以降の新たなプランについて検討・策定

【数値目標】

| | |
|-----------------|-------------------|
| ①合計特殊出生率 | 1.41の維持 |
| ②出生数 | 18万人(2020～2024合計) |
| ③待機児童数 | 0人 |
| ④20～30代女性の社会移動数 | 転出・転入均衡(2024年) |
| ⑤婚姻件数 | 27,000件（2024年） |



(2) 待機児童の早期解消への取組

① 保育定員の拡大

- ・ 保育所や認定こども園等整備・運営支援

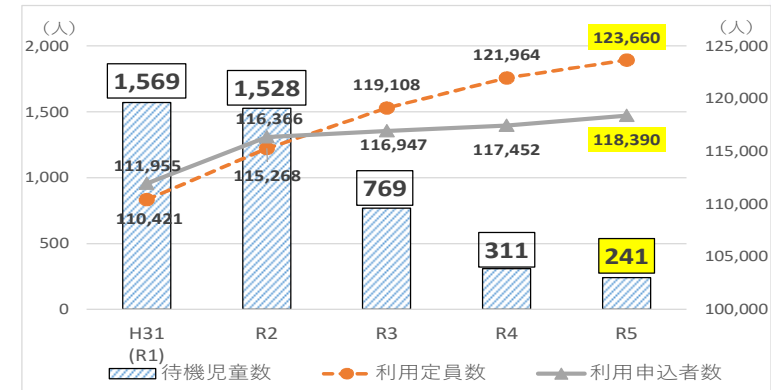
② 保育人材の確保

- ・ 保育士等の処遇改善
- ・ 保育人材確保対策貸付事業（返済免除付き）
- ・ 潜在保育士の復職支援や就職フェアの開催
- ・ 保育士・保育所支援センターによる就職支援

③ 保育士の質の確保及び向上

- ・ 認定こども園園長等・主幹保育教諭等研修
- ・ 保育士等キャリアアップ研修
- ・ ひょうご乳幼児教育・保育マイスター研修
- ・ **【新】** 保育現場の給食提供のあり方合同研修

兵庫県の待機児童推移



就職フェアの様子



(3) 子育て支援サービスの充実

① 地域子ども・子育て支援事業

- ・子育て支援の相談・助言を行う「利用者支援事業」
- ・一時的に家庭での保育が困難な場合等にこどもを預かる「一時預かり事業」
- ・保護者が病気のこどもを看ることができない場合の「病児・病後児保育推進事業」
- ・保育所等において、医療的ケア児の受入れ体制を整備する「医療的ケア児保育支援事業」等

② 子育て支援の充実

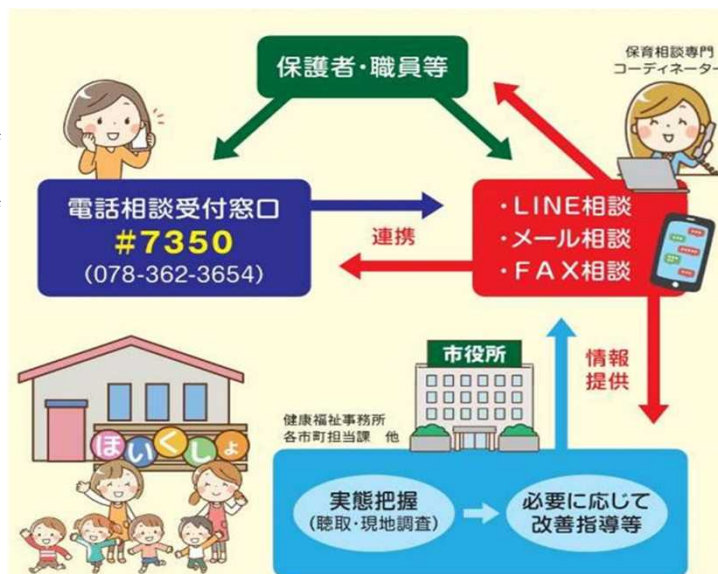
- ・在宅児童とその親に保育体験や親学習の機会を提供する「乳幼児子育て応援事業」
- ・子育ての悩みや、不安を抱える在宅育児世帯を支援する「アウトリーチ型在宅育児相談事業」
※ひょうご子育てダイヤル
- ・不適切保育の防止と保育の質の向上につなげる「認定こども園・保育所等ホットライン」



ひょうご子育てダイヤルのしくみ

【受付・相談時間】

- 電話相談 月曜～金曜 9時～17時
- LINEチャット相談 月曜～金曜 9時～17時
- その他(メール、FAX)



【受付・相談時間】

- 電話相談 月曜～金曜 9時～21時
土・日・祝日 9時～17時 (12/29～1/3休)
- LINEチャット相談 月曜～金曜 9時～17時
- その他(メール、FAX)

認定こども園・保育所等ホットラインのフロー図

(4) 放課後等の居場所づくり

- 「小1の壁」の解消に向け、
- ・放課後児童クラブの開設等を支援
 - ・放課後児童支援員認定資格研修等を実施

【新】放課後児童クラブ夏休み開所支援事業

夏休み期間中の利用ニーズに応じて開設する放課後児童クラブの運営を支援

《対象市町》 待機児童が10名以上発生している市町

《補助基準額》 883千円 (20人未満クラスの場合) 1,066千円 (20人以上クラスの場合)

《負担割合》 県独自事業分 県1/2、市町1/2 国庫事業分 国1/3、県1/3、市町1/3

| 区分 | 開所要件 | 開所時間 | 職員配置 |
|------------------------|------------|-------|------------|
| 県独自事業 | 夏休み中に20日以上 | 8時間以上 | 支援員等2名以上 |
| 国庫事業 (放課後居場所緊急対策事業) | 週3日以上 | 2時間以上 | 専門スタッフ1名以上 |
| 既存事業 (放課後児童健全育成事業) | 年間200日以上 | 8時間以上 | 支援員等2名以上 |

【新】保育所における放課後児童クラブ開設への支援モデル事業

保育所の空き教室を活用した放課後児童クラブの開設を支援

《補助対象経費》

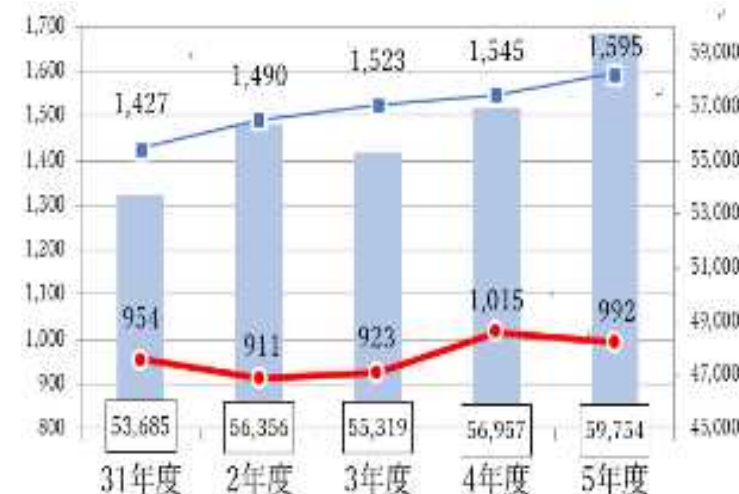
①放課後児童クラブ開設に必要な事務を行う職員雇上経費 1,000千円

②放課後児童クラブ開設に必要な国庫補助対象外経費 3,000千円

《負担割合》 県1/3、市町1/3(任意随伴)、事業者1/3

(5) 子育て世帯の経済的負担への軽減の取組

- ・ひょうご保育料軽減事業
- ・多胎育児家庭の外出環境支援事業
- ・乳幼児等医療費助成事業、こども医療費助成事業



【県内放課後児童クラブの推移】

3 児童虐待・DV防止対策等の推進

(1) 児童虐待防止対策の推進

- ・児童虐待防止24時間ホットラインの設置運営
- ・県こども家庭センター（児童相談所）と市町・児童家庭支援センターの連携による家庭復帰後の見守り支援体制の強化

- ・一時保護所の整備（旧川西こども家庭センター跡地）
令和7年4月開設予定



一時保護所 完成イメージ

- ・警察との緊密な連携を推進するため、県こども家庭センターと県警察間における児童虐待事案に係るリアルタイム情報共有システムを導入予定（令和6年秋頃～）



(2) 社会的養育体制の強化

- 「兵庫県社会的養育推進計画」に基づき、里親委託、特別養子縁組制度の普及等を図るとともに、里親支援の充実等のため、里親支援センターの設置の推進

【新】里親支援センターの運営支援

改正児童福祉法（令和6年4月1日）に基づき創設される、里親開拓から自立支援まで包括的に支援を行う里親支援センターを順次設置し、運営を支援（令和6年度：西宮、川西、姫路、豊岡こども家庭センター管内に1か所ずつ計4か所設置予定）

- 施設等を退所したケアリーバーの自立に向けた支援を強化

＜入所中＞ 学びや好奇心を満たす環境づくり

【新】学習・習い事支援

学習環境の保障と体験機会を増やすため、小学生の学習塾と習い事代を支援

【新】再チャレンジ進学支援

大学進学に向けた再挑戦を応援するため、既卒者の予備校授業料の一部を支援

＜退所後＞ 支援のネットワークづくり

【新】ケアリーバー専門相談窓口の開設

県福祉センター内に支援員3名を配置

【新】ケアリーバー応援企業の拡大

- ・ケアリーバー応援企業認定・表彰制度の創設
- ・応援企業にワーク・エスコーター（寄り添い支援者）を配置し、伴走型支援を実施

＜児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト＞ （ふるさとひょうご寄附金を活用）

【新】小学生の習い事代への支援

【新】小学生の学習塾代への支援

【新】再チャレンジ進学応援事業

高校生のクラブ活動費等支援

夢はぐみ応援事業（大学生との交流）

就学等準備支援事業（大学等受験料等）

児童養護施設等支援額支援事業（パソコン購入等）

＜ワーク・エスコーターの役割＞

ワーク・エスコーター配置応援企業

児童養護施設



- ・業務の振り返り、悩み相談
- ・社会生活技能の習得支援
- ・日常生活上の支援
- ・職場内の情報共有 等



児童の雇用



定期的面談



1 ユニバーサル社会づくりの推進

(1)ユニバーサル社会の実現に向けた施策の推進

- ・ 県民、事業者、団体等との参画と協働により総合的・横断的に取り組むための「ひょうごユニバーサル社会づくりの総合指針」を改訂
- ・ 2025年開催の「大阪・関西万博」に向け、「みんなの声かけ運動」など、多様な人々が安心して万博に参加できる基盤を構築

多様な人々が安心して万博に参加できる基盤づくり

- 1 ひょうごから発信！みんなの声かけ運動の普及強化
(ユニバーサルひょうご普及啓発強化員による普及啓発、ヘルプマークの普及)
- 2 みんなが輝く「ユニバーサルひょうご」出前講座（一般・学校・企業等）
- 3 観光事業者等向け手話講座、盲ろう者社会参加促進セミナー、公共交通事業者向け視覚障害者安全確保実践研修



福祉のまちづくり研究所の医療・介護用ロボットリハビリ等の拠点化を推進するため

- ・ 福祉施設等でニーズがある研究成果を企業や大学と協業して商品化
- ・ 最先端介護・福祉機器の情報発信や実証評価を実施

航空機部品製造の高い技術力と
産学官の知を結集した子ども用スポーツ車いす



(2)障害者スポーツ・芸術の推進

- ・神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会の開催支援
- ・パラアスリートとの交流事業等によるパラスポーツの理解促進や裾野拡大、競技力向上を推進

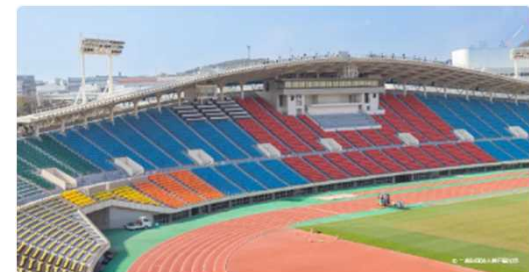
【新】神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会負担金

(大会概要)

- 競技日程 令和6年5月17日～25日 計9日間
- 会場 神戸総合運動公園ユニバー記念陸上競技場
(神戸市須磨区)



大会ロゴマーク



会場：ユニバー記念陸上競技場

- ・人的支援 (派遣人数3名、令和4～6年度)
- ・財政支援 (負担額1億円)

- ・ひょうご障害者芸術文化活動支援センターを核とし、常設展示等により、障害者芸術を振興

【拡】障害者芸術「する・みる・ささえる」応援プロジェクト

- 1 「する」作品展示・発表の支援
 - ・障害者アートギャラリー（原田の森ギャラリー内）での常設展の開催
 - ・作品展示・発表会の開催支援(160千円/団体)
- 2 「みる」鑑賞機会の拡大に向けたサポート
 - ・障害者が芸術鑑賞する際の合理的配慮研修の実施

【新】3「ささえる」ユニバーサルなアート展示場の推進

- ・県内市町で巡回展を開催（15箇所）
- ・ユニバーサルなアートマッチングの推進
- ・障害者芸術フィールドパビリオンの展開



障害者アートギャラリー



障害者芸術

(3)障害者の就労支援

- ・工賃向上 (ICT機器導入支援、商品の高品質化、販路拡大支援、優先発注拡大等)
- ・農福連携 (農業研修、好事例の紹介、農業経営を意識した専門家派遣等)
- ・一般就労に向けた取組 (就業・生活支援センターの運営、県庁インターンシップ事業等)

(4)障害者の情報取得支援

- ・オーディオブックの充実強化、手話通訳者等の派遣など、情報アクセシビリティ確保・コミュニケーション支援充実



点字図書館



録音図書 (デージー図書)

(5)障害者のくらし支援

- ・障害者の重度化や高齢化に対応した、グループホームや通所支援事業所の整備を推進
- ・医療的ケア児支援センターで相談を受け止め、関係機関と連携し、総合的に対応

2 障害福祉施策の推進

(1)「ひょうご障害者福祉計画」の総合的な推進

- ・「ひょうご障害者福祉計画」及び「兵庫県障害福祉実施計画」に基づき各種施策を総合的に推進

(2)生活基盤づくり

①相談支援体制の充実と質の高い人材養成及び権利擁護の推進

- ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者等への研修
- ・ 障害者差別解消(合理的配慮アドバイザーの派遣、事業者へ啓発)

②障害福祉サービス等の充実

- ・ 肢体不自由児者等の診察・リハビリ・相談機能を有する県立障害児者リハビリテーションセンターの運営
- ・ 強度行動障害がある方への支援として、緊急性の高い方への集中支援とコンサルティング方式の研修により地域ごとに核となる指導施設の養成
- ・ 軽・中度難聴児への言語習得・教育等における健全な発達の支援、経済的負担の軽減



【拡】軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業

- 《事業主体》 市町
- 《対象者》 0歳から18歳（到達年度末）で聴力レベル30dB以上70dB未満
- 《補助率》 定額（1/3相当）
- 《補助額》 購入：2～5万円、交換：3～9千円

【拡】所得制限を撤廃

③ひきこもり支援の強化

ひきこもり状態にある方の増加に加え、女性割合の増加といった属性の変化など、支援のあり方が複雑化していることから、ひきこもり支援連携検討会議を踏まえ、ひきこもり対策を強化

| 区 分 | 内 容 |
|---------------------------------|---|
| 1 市町への支援 | |
| ひきこもり総合支援センターの設置 | 相談支援員2名(心理士4日/週)、電話相談員1名を配置 |
| 市町ひきこもり支援合同研究会 | 市町職員を対象とした合同研究会(体制構築の事例発表等) |
| 2 支援団体への支援 | |
| 【新】 ひきこもり支援団体等運営力向上研修の実施 | ①支援団体の経営力向上研修 ②ひきこもり支援者スキルアップ研修 |
| 【新】 ひきこもり支援団体等ネットワークの構築 | 全県的な支援団体等ネットワークを立ち上げ、情報交換の仕組みを構築 |
| 3 広域的な支援 | |
| 【拡】 オンライン居場所の設置 | Web会議アプリ(Zoom等)を活用したオンライン居場所を設置 ※設置数:10箇所(うち女性専用2箇所、対面開催にも対応3箇所) |
| ポータルサイトの運営 | ひきこもり状態にある方やその家族に対して、支援情報を発信 |
| オンラインによるひきこもりを抱える家族交流の場の設置 | ひきこもり状態にある方の家族がオンラインで交流できる場の設置 ※設置数:5箇所 |

④発達障害児（者）支援体制の充実

- ・ ひょうご発達障害者支援センター（発達障害者への総合的支援の拠点）
- ・ 県立こども発達支援センター（発達障害児の早期発見・早期療育）の運営

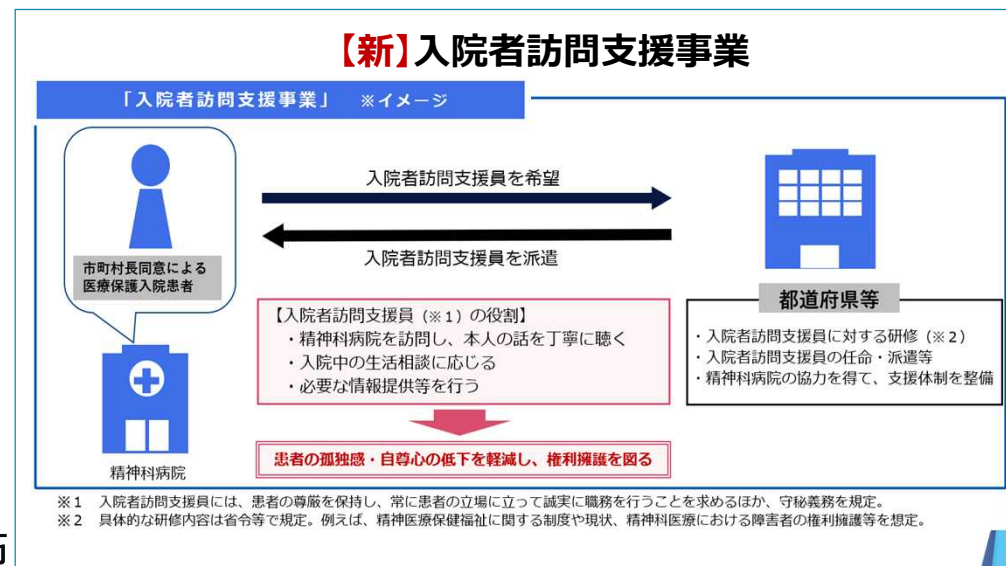
⑤精神障害者支援体制の充実

精神保健福祉法改正により創設された

- ・ 入院者訪問支援
- ・ 精神科病院における虐待防止の取組 を推進

依存症対策として、

- ・ 自助グループへの支援
- ・ ハイリスク者、若者世代を中心とした啓発を実施



【拡】依存症にかかる自助グループ活性化及び啓発促進事業

- 1 自助グループ等への支援による活性化事業（自助グループが行う研修、相談、啓発事業へ助成 補助上限500千円）
- 〔拡〕2 依存症の正しい理解を進める啓発事業（高校生、働き盛り世代への啓発を新たに実施）

(3)くらし支援

グループホーム整備促進のため、

- ・ 新規開設経費及び家賃補助を実施

「親なきあと」等を見据え、

- ・ 在宅障害者・保護者の希望する暮らしの実現に向けた説明会の開催
- ・ 受け皿確保に向けた現状・課題の調査実施による支援体制の構築

3 自殺防止対策の推進

(1)「兵庫県自殺対策計画」に基づく自殺対策の総合的な推進

(2)相談体制の充実強化

- ・SNS等、多様な手段を活用した相談窓口等の情報発信
- ・「いのちと心のサポートダイヤル」など24時間電話相談体制

(3)地域における支援体制や市町・団体等の地域ごとの取組への支援

- ・地域で自殺対策に従事する相談職員等への研修
- ・地域の相談支援ネットワーク構築に向けた支援
- ・ゲートキーパーやいのちを支える専門的人材の養成

(4)自殺ハイリスク要因を抱える人への支援の強化

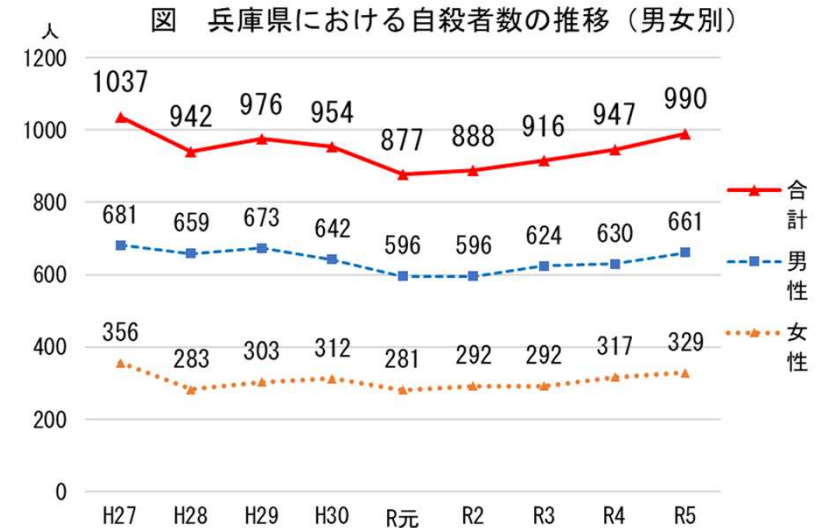
- ・精神保健医療福祉等の連携支援体制の強化
- ・自殺未遂者、自死遺族に関わる関係者の実践的な研修等

(5)各年齢階層別の自殺対策の推進

- ・ライフステージに応じたきめ細かな自殺対策の推進

(6)女性の自殺対策の推進

- ・コロナ禍以降の雇用問題の深刻化等の影響を受けやすい女性への支援の充実



参 考 资 料

地方機関等一覧表

(令和6年4月1日現在)

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 | 所 長 等 | 備 考[所管区域] | |
|--------------|-------------------------------|--|---------------|------------------------|--|
| こども家庭センター | 中央こども家庭センター | 〒673-0021 明石市北王子町13-5 | (078)923-9966 | こども総括監兼 所長 木下 浩昭 | 加古川市、高砂市、稲美町、播磨町 |
| | 洲本分室 | 〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5 (洲本総合庁舎内) | (0799)26-2075 | こども総括監兼 所長 木下 浩昭 | 洲本市、南あわじ市、淡路市 |
| | 尼崎こども家庭センター | 〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番3号 ひと咲きタワー9階 | (06)4950-5001 | 所長 川端 丈彦 | 尼崎市 |
| | 西宮こども家庭センター | 〒662-0862 西宮市青木町3-23 | (0798)71-4670 | 所長 上月 浩 | 西宮市、芦屋市 |
| | 川西こども家庭センター | 〒666-0017 川西市火打1丁目12-16 (キセラ川西プラザ3F) | (072)756-6633 | 所長 山元 浩司 | 伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町 |
| | 丹波分室 | 〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 (柏原総合庁舎内) | (0795)73-3866 | 所長 山元 浩司 | 丹波篠山市、丹波市 |
| | 加東こども家庭センター | 〒679-0212 加東市下滝野1269-2 加東市元滝野庁舎2階 | (0795)27-8250 | 所長 弓岡 美由紀 | 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町 |
| | 姫路こども家庭センター | 〒670-0092 姫路市新在家本町1丁目1-58 | (079)297-1261 | 所長 稲田 直彦 | 姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町 |
| 豊岡こども家庭センター | 〒668-0063 豊岡市正法寺446 | (0796)22-4314 | 所長 友田 誠一 | 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町 | |
| 女性家庭センター | — | (078)732-7878 | 所長 高田 久葉 | | |
| 県立明石学園 | 〒674-0074 明石市魚住町清水2744 | (078)942-1572 | 園長 安井 洋一 | | |
| 県立身体障害者更生相談所 | 〒651-2134 神戸市西区曙町1070 | (078)927-2727 | 所長 向田 憲司 | | |
| 県立知的障害者更生相談所 | 〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 | (078)242-0737 | 所長 小阪 明 | | |
| 精神保健福祉センター | 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2 | (078)252-4980 | 所長 柿本 裕一 | | |

(令和6年4月1日現在)

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 | 所 長 等 | 備 考 |
|------------------------|---|--------------------------------|-----------------|-----|
| 神戸県民センター 県民躍動室 | 〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-32 | (078)647-9085 | 副センター長 大戸 満成 | |
| 阪神南県民センター | | | | |
| 芦屋健康福祉事務所 (芦屋保健所) | 〒659-0065 芦屋市公光町1-23 | (0797)32-0707 | 所長 仲西 博子 | |
| 阪神北県民局 | | | | |
| 宝塚健康福祉事務所 (宝塚保健所) | 〒665-0032 宝塚市東洋町2-5 | (0797)72-0054 | 所長 野原 秀晃 | |
| 伊丹健康福祉事務所 (伊丹保健所) | 〒664-0898 伊丹市千僧1-51 伊丹庁舎1・2階 | (072)785-9437 | 所長 須藤 章 | |
| 東播磨県民局 | | | | |
| 加古川健康福祉事務所 (加古川保健所) | 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 | (079)421-9292 | 所長 藤田 伸輔 | |
| 北播磨県民局 | | | | |
| 加東健康福祉事務所 (加東保健所) | 〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 | (0795)42-9446 | 所長 逢坂 悟郎 | |
| 中播磨県民センター | | | | |
| 中播磨健康福祉事務所 (福崎保健所) | 〒670-0947 姫路市北条1-98 (福祉部門) 〒679-2204 神崎郡福崎町西田原235 (保健部門) | (079)281-9207 (0790)22-1234 | 所長 柳川 拓三 | |
| 西播磨県民局 | | | | |
| 龍野健康福祉事務所 (龍野保健所) | 〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3 | (0791)63-5149 | 所長 圓尾 文子 | |
| 赤穂健康福祉事務所 (赤穂保健所) | 〒678-0239 赤穂市加里屋98-2 | (0791)43-2321 | | |
| 但馬県民局 | | | | |
| 豊岡健康福祉事務所 (豊岡保健所) | 〒668-0025 豊岡市幸町7-11 | (0796)26-3655 | 所長 柳 尚夫 | |
| (新温泉健康福祉事務所) | 〒669-6747 美方郡新温泉町三谷389-1 | (0796)82-3161 | 所長 西村 鈴代 | |
| 朝来健康福祉事務所 (朝来保健所) | 〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96 | (079)672-6863 | 所長 逢坂 悟郎 | |
| 但馬長寿の郷 | 〒667-0044 養父市八鹿町国木594-10 | (079)662-8456 | 郷長 北田 輝彦 | |
| 丹波県民局 | | | | |
| 丹波健康福祉事務所 (丹波保健所) | 〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 | (0795)73-3776 | 所長 小平 博 | |
| 淡路県民局 | | | | |
| 洲本健康福祉事務所 (洲本保健所) | 〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 | (0799)26-2036 | 所長 鷲見 宏 | |

事務分掌及び幹部職員一覧表

福祉部長 岡田 英樹 (内 2704)

次 長 藤本 貴義 (内 2711)

次 長 野田 誠一 (内 2979)

部参事 (精神医療福祉・障害福祉担当) (柿本精神保健福祉センター所長が兼務)

総務課

課 長 鯉 渕 薫 (内 2766)

法人指導官 三 木 水奈子 (内 2936)

| 班 名 | 分 掌 事 務 |
|--|---|
| 副課長 森 山 剛 吏 (内 2768) | <ol style="list-style-type: none"> 1 部の職員の人事及び服務に関する事。 2 行財政改革に係る実務調整に関する事。 3 部の重要事項に係る部内各課室及び地方機関との連絡調整に関する事。 4 課内の班間の調整及び連携に関する事。 |
| 総務班 班長 福 田 雅 仁 (内 2770) | <ol style="list-style-type: none"> 1 部の行政に係る文書及び部長印の管守に関する事。 2 部の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関する事。 3 部の行政に係る附属機関の委員及び幹事の任免に関する事。 |
| 企画班 班長 藤 木 直 子 (内 2990) | <ol style="list-style-type: none"> 1 部の行政の企画及び総合調整に関する事。 2 部の事業に係る重要事業の進行管理に関する事。 3 部の重要施策の企画及び総合調整に関する事。 4 部の行政に係る事務の能率化に関する事。 5 部の行政に係る広報、広聴の推進及び連絡調整に関する事。 6 部の行財政構造改革の推進に関する事。 7 社会保障制度に係る調整に関する事。 8 健康福祉事務所 (他課室の所掌に属するものを除く。)に関する事。 9 前各号に掲げるもののほか、部内他課室の所掌に属しないこと。 |
| 経理班 班長 藤 井 宏 典 (内 2782) | 部の予算、決算及び会計に関する事。 |
| 法人監査指導班 班長 木 戸 理 恵 (内 2934) | <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉法人の認可及び指導監査に関する事。 2 社会福祉施設の指導監査に関する事 (他課の所掌に属するものを除く。) 3 社会福祉法人指導指針の施行に関する事。 4 社会福祉連携推進法人に関する事。 5 社会福祉充実計画の承認に関する事。 6 社会福祉法人経営指導強化事業に関する事。 7 福祉サービス第三者評価に関する事。 8 民間社会福祉施設運営支援事業に関する事。 9 社会福祉施設設備資金利子補給に関する事。 10 社会福祉施設等職員退職手当共済に関する事。 11 福祉医療機構に関する事。 |
| 統計・補助金班 班長 絹 川 容 子 (内 3480) 福祉専門員 坂 本 齋 (内 3114) | <ol style="list-style-type: none"> 1 人口動態統計、保健統計及び社会福祉統計に関する事。 2 福祉部、保健医療部、県民生活部が所掌する補助金、負担金、交付金等に係る事務の効率的な事務処理に関する事。 |

地域福祉課

課長 小田直樹 (内2922)

| 班名 | 分掌事務 |
|---|---|
| 副課長 新林正哉 (内2905) | <ol style="list-style-type: none"> 1 課内の班間の調整及び連携に関すること。 2 生活保護・自立支援推進の総括に関すること。 |
| 地域福祉班 班長 沖本考史 (内2925) 主幹(ヤングケアラー担当) 岡田翼 (内2894) | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉に関する施策の企画及び推進に関すること。 2 社会福祉法の施行に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) 3 地域福祉計画及び地域福祉支援計画に関すること。 4 (社福)兵庫県社会福祉協議会に関すること。 5 兵庫県福祉センターに関すること。 6 兵庫県福祉人材研修センターに関すること。 7 生活福祉資金に関すること。 8 民生委員法の施行に関すること。 9 民生・児童協力委員制度に関すること。 10 社会福祉審議会に関すること。 11 社会福祉審議会民生委員審査専門分科会に関すること。 12 災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関すること。 13 災害援護基金及び災害援護金に関すること。 14 社会福祉大会(県知事表彰を含む。)に関すること。 15 日常生活自立支援事業に関すること。 16 運営適正化委員会設置運営事業に関すること。 17 災害福祉広域支援ネットワークに関すること。 18 兵庫県民生委員児童委員連合会に関すること。 19 (社福)兵庫県社会福祉事業団に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) 20 県立総合リハビリテーションセンター及び県立西播磨総合リハビリテーションセンターに関すること(他課の所掌に属するものを除く。) 21 孤独・孤立対策推進法の施行に関すること。 22 ヤングケアラーに関すること。 23 課の庶務に関すること。 |
| 生活保護班 班長 木元倫代 (内2931) | <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法の施行に関すること。 2 生活困窮者自立支援法の施行に関すること。 3 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行に関すること。 4 行旅病人及び行旅死亡人取扱法の施行に関すること。 5 救護施設に関すること。 6 第二種社会福祉事業(無料低額宿泊施設・無料低額診療事業・無料低額老健施設)の届出に関すること。 7 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。 |

| 班 名 | 分 掌 事 務 |
|------------------------------------|---|
| 恩給援護班 班長 松 本 幸 子 (内 3000) | <ol style="list-style-type: none"> 1 旧軍人・軍属等に係る恩給法の施行に関する事。 2 旧軍関係恩給相談に関する事。 3 旧陸軍軍人・軍属の軍歴証明に関する事。 4 兵籍資料の整備及び保管に関する事。 5 旧軍人・軍属の叙位、叙勲に関する事。 6 戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行に関する事。 7 戦没者遺族の援護に関する事。 8 旧軍人・軍属の死没者の公報、遺骨及び遺留品に関する事。 9 旧ソ連邦抑留中死亡者の遺族調査に関する事。 10 慰霊諸行事に関する事。 11 未帰還者留守家族等援護法及び未帰還者に関する特別措置法の施行に関する事。 12 戦傷病者特別援護法の施行に関する事。 13 戦没者等の妻等に対する特別給付金支給法の施行に関する事。 14 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の施行に関する事。 15 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の施行に関する事。 16 各種国庫債券の担保貸付及び買上償還に関する事。 17 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及び引揚者給付金支給法の施行に関する事。 18 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の施行に関する事。 19 兵庫県援護事業功労者表彰に関する事。 20 兵庫県遺徳顕彰会に関する事。 |

E-mail chiikifukushi@pref.hyogo.lg.jp

国 保 医 療 課

課 長 田 畑 司 (内 3011)

| 班 名 | 分 掌 事 務 |
|---|---|
| 副課長 萩 野 健 司 (内 3017) | 課内の班間の調整及び連携に関すること。 |
| 医療福祉班 班長 成 徳 明 美 (内 3018) | <ol style="list-style-type: none"> 1 後期高齢者医療制度に関すること。 2 後期高齢者医療審査会に関すること。 3 高齢期移行助成事業に関すること。 4 重度障害者（児）医療費助成事業に関すること。 5 乳幼児等医療費助成事業に関すること。 6 こども医療費助成事業に関すること。 7 母子家庭等医療費給付事業に関すること。 8 高齢重度障害者医療費助成事業に関すること。 9 国民健康保険団体連合会に関すること。 10 保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師の指導監査に関すること (国民健康保険及び後期高齢者医療に関するものに限る。) 11 国民健康保険診療報酬審査委員会に関すること。 12 療養費及び療養費に関する行政不服審査に関すること。 13 医療費適正化計画に関すること。 14 保険者協議会に関すること。 15 課の庶務に関すること。 |
| 国保運営班 班長 森 田 哲 弘 (内 3014) 主幹（財政担当） 池 田 圭 吾 (内 3042) | <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業特別会計の運営に関すること。 2 国民健康保険運営方針に関すること。 3 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関すること。 4 保険者の行財政に係る助言及び指導に関すること。 5 被保険者資格及び被保険者証に関すること。 6 保険給付（他班の所掌に属するものを除く。）に関すること。 7 国民健康保険料（税）に関すること。 8 国民健康保険審査会に関すること。 9 国庫支出金（財政調整交付金、療養給付費等負担金、高額医療費負担金、 保険基盤安定負担金、出産育児一時金補助金及び災害等臨時特例補助金等） に関すること。 10 国民健康保険給付費等交付金に関すること。 11 国民健康保険事業費補助金に関すること。 12 県保険基盤安定負担金に関すること。 13 県繰入金に関すること。 14 国庫支出金（直営診療施設運営費、施設・設備整備費等に係る特別調整交 付金等）に関すること。 15 国民健康保険直営診療施設の整備及び運営指導に関すること。 16 国民健康保険連絡協議会に関すること。 17 兵庫県国民健康保険運営協議会に関すること。 18 国民健康保険に関する調査・報告等に関すること。 |
| 国保健康づくり推進班 班長 中 野 真理子 (内 2954) | <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険に関する保健事業に関すること。 2 糖尿病性腎症重症化予防の推進に関すること。 3 国庫支出金（保健事業に係る特別調整交付金、保険者努力支援交付金）に 関すること。 4 特定健診等負担（補助）金に関すること。 |

E-mail kokuhoiryo@pref.hyogo.lg.jp

高 齢 政 策 課

課 長 横 田 陽 子 (内 2975)

| 班 名 | 分 掌 事 務 |
|--|--|
| 副課長 河 部 大 (内 2993) | 課内の班間の調整及び連携に関すること。 |
| 企画調整班 班長 政 安 郁 枝 (内 2738) 福祉専門員 吉 川 博 史 (内 3111) | <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険制度に係る総合調整に関すること。 2 老人福祉計画及び介護保険事業支援計画に関すること。 3 介護給付費負担金に関すること。 4 介護保険財政安定化基金に関すること。 5 介護保険審査会に関すること。 6 要介護認定に係る市町指導・助言に関すること。 7 介護給付適正化事業に関すること。 8 介護支援専門員に関すること (資格、研修、実務研修受講試験)。 9 介護保険事業統計に関すること。 10 課所管施設に関すること (但馬長寿の郷等)。 11 高齢者特別賞表彰及び高齢者の集いにおける各種表彰に関すること。 12 無年金外国籍高齢者福祉給付金に関すること。 13 課の庶務・経理に関すること。 |
| 地域包括ケア推進班 班長 貝 原 陽 子 (内 2946) | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケア推進の調整に関すること。 2 地域包括支援センターの運営支援に関すること。 3 介護予防の推進に関すること。 4 高齢者の生活支援に関すること。 5 市町における在宅医療・介護連携の推進支援に関すること。 6 地域リハビリテーションの推進に関すること。 7 高齢者虐待の防止に関すること。 8 老人クラブに関すること。 9 高齢者の集いの開催に関すること。 |
| 介護基盤整備班 班長 法 田 知 之 (内 3107) 主幹 (高年施設担当) 吉 田 虎 嗣 (内 2950) | <ol style="list-style-type: none"> 1 定期巡回サービス・看護小規模多機能型居宅介護の普及促進に関すること 2 訪問看護師・訪問介護員の安全確保・離職防止対策に関すること 3 介護現場の生産性向上に関すること 4 介護ロボット・ICT機器等の導入支援に関すること 5 介護報酬及び指定基準に関すること。 6 介護サービス情報の公表に関すること。 7 地域密着型サービスの支援に関すること。 8 介護サービス事業者の指定、指定更新に関すること。 9 業務管理体制整備の届出に関すること。 10 人生いきいき住宅改造助成事業 (住宅改造・特別型) に関すること。 11 介護保険施設等の認可及び指定等に関すること。 12 介護保険施設等の整備助成及び運営指導に関すること。 13 地域介護拠点整備に関すること。 14 地域介護・福祉空間整備等交付金に関すること。 15 喀痰吸引等医療的ケアの実施に関すること (他課の所掌に属するものを除く)。 |
| 介護人材対策班 班長 峰 山 雄 気 (内 2889) | <ol style="list-style-type: none"> 1 介護人材確保に関すること。 2 外国人介護人材確保に関すること。 3 介護福祉士修学資金等貸付事業に関すること。 4 介護福祉士養成施設の指定及び介護員養成研修等に関すること。 5 介護人材のキャリアアップに関すること。 6 介護職員処遇改善加算に関すること。 7 介護業務イメージアップ事業に関すること。 |

E-mail koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

こども政策課

課長 石井輝昌 (内2867)

| 班名 | 分掌事務 |
|---|--|
| 副課長 福田泰大 (内2980) | 課内の班間の調整及び連携に関すること。 |
| こども企画班 班長 (福田副課長が兼務) 主幹(少子政策担当) 津志由賀 (内2859) | <ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て会議に関すること。 2 少子対策・子育て支援の企画及び推進に関すること。 3 ひょうご子ども・子育て未来プランの推進に関すること。 4 子ども・子育て支援新制度(他課の所掌に属するものを除く。)に関する こと。 5 病児・病後児保育事業に関すること。 6 医療的ケア児保育支援事業に関すること。 7 ファミリー・サポート・センターの推進に関すること。 8 ひょうご放課後プランの推進に関すること。 9 放課後児童支援員認定資格研修に関すること。 10 幼児教育・保育の無償化に関すること 11 ひょうご保育料軽減事業に関すること。 12 地域子育て支援拠点事業に関すること。 13 利用者支援事業に関すること。 14 延長保育事業に関すること。 15 一時預かり事業に関すること。 16 子育て支援員認定研修に関すること。 17 私立保育所等子育て支援カウンセラーモデル事業、特別支援保育加配事業 の実施に関すること。 18 アウトリーチ型在宅育児相談に関すること。 19 多胎育児家庭の外出環境支援事業に関すること。 20 安心こども基金の総括に関すること。 21 ひょうご子育て応援賞に関すること。 22 乳幼児子育て応援事業に関すること。 23 課の庶務に関すること。 |
| こども育成班 班長 大喜多弘昌 (内2984) 主幹(認定こども園担当) 端恵美子 (内2973) | <ol style="list-style-type: none"> 1 保育所に関すること。 2 社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所部会に関すること。 3 認定こども園に関すること。 4 認定こども園審議会に関すること。 5 兵庫県内認定こども園関係団体協議会に関すること。 6 認定こども園園長研修等に関すること。 7 保育人材の確保に関すること。 8 潜在保育士復職支援研修に関すること。 9 保育人材確保対策貸付事業費補助に関すること。 10 保育士登録等に関すること。 11 子どものための教育・保育給付費県費負担金に関すること。 12 認可外保育施設に関すること。 13 保育士キャリアアップ研修事業に関すること。 14 ひょうご保育士等キャリアパス総合促進事業に関すること 15 認定こども園・保育所等ホットラインに関すること。 |

E-mail kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp

児 童 家 庭 課

課 長 助 野 吉 郎 (内 2977)
 家庭支援対策官 有 本 晃 子 (内 2971)

| 班 名 | 分 掌 事 務 |
|--|---|
| 副課長 福 田 和 生 (内 2956) | 課内の班間の調整及び連携に関すること。 |
| 児童福祉班 班長 唐 津 利 典 (内 2927) 主幹 (企画調整担当) 藤 本 太 一 (内 3101) 主幹 (児童施設担当) 山 本 克 己 (内 2982) | <ol style="list-style-type: none"> 1 こども家庭センターに関すること。 2 児童虐待防止に関すること。 3 市町児童家庭相談に関すること。 4 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。 5 子ども・子育て支援事業支援計画 (社会的養育) に関すること。 6 児童委員・主任児童委員に関すること。 7 児童福祉施設および社会的養護の退所後児童支援 (ケアリーバー) に関すること。 8 児童福祉施設に関すること (他課の所掌に属するものを除く。) 9 県立清水が丘学園、県立明石学園に関すること。 10 課の庶務に関すること。 |
| 家庭福祉班 班長 三 輪 浩 史 (内 2957) 主幹 (家庭福祉担当) 亀 田 藍 (内 2986) | <ol style="list-style-type: none"> 1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 児童手当及び子ども手当に関すること。 3 児童扶養手当に関すること。 4 特別児童扶養手当に関すること。 5 女性家庭センターに関すること。 6 困難な課題を抱える女性への支援に関すること。 7 里親及び養子縁組制度に関すること。 8 売春防止法による要保護女子の保護更生施策に関すること。 9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。 |

E-mail jidokatei@pref.hyogo.lg.jp

障 害 福 祉 課

課 長 石 川 雅 重 (内 2960)

| 班 名 | 分 掌 事 務 |
|---|---|
| 副課長 清 瀬 聡 (内 2965) | 課内の班間の調整及び連携に関すること。 |
| 障害政策班 班長 井 川 善 博 (内 2969) | <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者総合支援法に関すること。 2 ひょうご障害者福祉計画の推進に関すること。 3 障害福祉審議会に関すること。 4 障害者虐待防止法に関すること。 5 障害者差別解消法に関すること。 6 兵庫県障害者自立支援連絡協議会の運営・圏域コーディネーター事業の推進等に関すること。 7 無年金外国籍障害者等福祉給付金に関すること。 8 障害福祉サービス事業者の指導監査に関すること。 9 触法障害者の地域移行支援に関すること。 10 地域生活支援事業に関すること。 11 課の庶務に関すること。 |
| 身体・知的障害福祉班 班長 大 場 友 馬 (内 3074) | <ol style="list-style-type: none"> 1 療育手帳に関すること。 2 身体障害者手帳に関すること。 3 自立支援医療（育成医療・更生医療）に関すること。 4 心身障害者扶養共済制度に関すること。 5 重症心身障害児（者）への支援に関すること。 6 県立身体障害者更生相談所に関すること。 7 県立知的障害者更生相談所に関すること。 8 特別障害者手当に関すること。 9 発達障害者支援施策に関すること。 10 県立こども発達支援センターに関すること。 11 県立障害児者リハビリテーションセンターに関すること。 12 ひきこもり支援施策に関すること。 13 強度行動障害者支援施策に関すること。 14 障害者のデジタルデバイス解消事業に関すること。 |
| 精神障害福祉班 班長 峰 美 冬 (内 3076) 主幹（精神福祉担当） 南 場 直 樹 (内 3291) | <ol style="list-style-type: none"> 1 精神科救急医療体制の整備に関すること。 2 心神喪失者等医療観察法に関すること。 3 精神保健診察及び措置入院患者に関すること。 4 精神科病院に対する実地指導・実地審査に関すること。 5 「ひょうごDPAT」等に関すること。 6 兵庫県こころのケアセンターの運営に関すること。 7 精神障害者地域移行・地域定着支援に関すること。 8 精神障害者保健福祉手帳に関すること。 9 自立支援医療（精神通院医療）に関すること。 10 精神保健福祉センターに関すること。 11 依存症対策に関すること。 12 自殺対策の総合的推進に関すること。 13 自殺対策推進本部の運営に関すること。 14 自殺対策に係る精神保健福祉に関すること。 |

E-mail shougaika@pref.hyogo.lg.jp

ユニバーサル推進課

課長 相浦輝之(内3030)

| 班名 | 分掌事務 |
|---|---|
| 副課長 沖本明美 (内2958) | <ol style="list-style-type: none"> 1 課内の班間の調整及び連携に関すること。 2 社会参加推進の総括に関すること。 3 課の庶務に関すること。 |
| 社会参加支援班 班長 長谷佳行 (内2833) 主幹(パワポ推進・拠点整備担当) 松田淳吾 (内3054) 主幹(事業担当) 西田勇 (内3034) | <ol style="list-style-type: none"> 1 ユニバーサル社会づくりの総合調整等に関すること。 2 ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針に関すること。 3 障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関すること。 4 社会福祉審議会ユニバーサル社会専門分科会に関すること。 5 ユニバーサル社会づくり率先行動計画に関すること。 6 みんなの声かけ運動に関すること。 7 兵庫ゆずりあい駐車場に関すること。 8 配慮が必要な方に関するマークに関すること。 9 身体障害者補助犬法の施行に関すること。 10 聴覚障害者情報提供施設の運営に関すること。 11 視覚障害者情報提供施設の運営に関すること。 12 福祉のまちづくり研究所に関すること。 13 障害者の芸術・文化の振興に関すること。 14 障害者スポーツの振興に関すること。 15 障害者スポーツ拠点の整備に関すること。 16 (公財)兵庫県障害者スポーツ協会に関すること。 |
| 障害者就労支援班 班長 山下ゆかり (内3041) | <ol style="list-style-type: none"> 1 就労系障害福祉サービス事業所の工賃向上事業に関すること。 2 障害者の一般就労に向けた訓練支援事業に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) 3 物品等の優先発注制度に関すること。 4 各圏域就業・生活支援センター(生活支援に関することに限る)及び同センターネットワーク会議に関すること。 5 小規模作業所及び地域活動支援センターに関すること。 6 ICTを活用した在宅障害者の就労支援に関すること。 7 農福連携による障害者の就労促進に関すること。 8 障害児の職業体験に関すること。 9 就労系サービス事業者に係る指定・届出及び県民局への指導等の事務及び施設整備に関すること。 |
| 障害福祉基盤整備班 班長 足立慎吾 (内2967) | <ol style="list-style-type: none"> 1 障害児(者)施設に係る指定・届出及び県民局への指導等の事務に関すること(入所施設、通所サービスに限る。) 2 障害児(者)施設の整備に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) 3 障害児入所施設の給付費等に関すること。 4 医療的ケア児の支援体制構築等に関すること。 5 喀痰吸引等医療的ケアの実施に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) 6 医療支援型グループホームの整備等に関すること。 7 障害福祉サービス情報の公表に関すること。 |

E-mail universal@pref.hyogo.lg.jp

〈地方機関等・事務分掌〉

| 地 方 機 関 名 | 所 掌 事 務 |
|---|---|
| 県民局及び県民センター | |
| 神戸県民センター 県民交流室 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 3 介護保険に関すること。 4 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。 5 身体障害者福祉に関すること。 6 知的障害者福祉に関すること。 |
| 健康福祉事務所 | |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>芦屋健康福祉事務所 宝塚健康福祉事務所 加古川健康福祉事務所 加東健康福祉事務所 中播磨健康福祉事務所 龍野健康福祉事務所 豊岡健康福祉事務所 丹波健康福祉事務所 洲本健康福祉事務所</p> </div> | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。 3 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 4 栄養の改善及び食品衛生に関すること。 5 生活衛生に関すること。 6 住宅宿泊事業に関すること 7 医事及び薬事に関すること。 8 保健師に関すること。 9 公共医療事業の向上及び増進に関すること。 10 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。 11 歯科保健に関すること。 12 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 13 指定難病その他の難病対策に関すること。 14 結核、感染症その他の疾病の予防に関すること。 15 衛生上の試験及び検査に関すること。 16 温泉に関すること。 17 社会福祉法人に関すること。 18 介護保険に関すること。 19 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 20 老人福祉に関すること。 21 民生委員及び児童委員に関すること。 22 社会福祉統計に関すること。 23 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること。 24 配偶者からの暴力に関する相談等の連絡調整に関すること。 25 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること。 26 引揚者並びに旧軍人等及びその遺族に対する援護等の相談に関すること。 27 中国残留邦人等の生活支援給付等に関すること。 28 災害援護金の支給その他被災者の援護に関すること。 29 生活保護に関すること。 30 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。 31 児童福祉に関すること。 32 身体障害者福祉に関すること。 33 知的障害者福祉に関すること。 34 管内の健康及び福祉に係る事業の調整に関すること。 35 受動喫煙の防止等に関すること。 36 前各号に掲げるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進並びに社会福祉に関すること。 |

| 地 方 機 関 名 | 所 掌 事 務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----|---------|-----------|-------------|-----------|------------------------|------------|------------------|-----------|----------------------------|------------|---------|-----------|---------------------------------|-----------|-----------------|-----------|-----------|-----------|---------------|
| | <p>所管区域については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="608 338 1390 936"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芦屋健康福祉事務所</td> <td>尼崎市 西宮市 芦屋市</td> </tr> <tr> <td>宝塚健康福祉事務所</td> <td>伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td>加古川健康福祉事務所</td> <td>明石市 加古川市 高砂市 加古郡</td> </tr> <tr> <td>加東健康福祉事務所</td> <td>西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡</td> </tr> <tr> <td>中播磨健康福祉事務所</td> <td>姫路市 神崎郡</td> </tr> <tr> <td>龍野健康福祉事務所</td> <td>相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡</td> </tr> <tr> <td>豊岡健康福祉事務所</td> <td>豊岡市 養父市 朝来市 美方郡</td> </tr> <tr> <td>丹波健康福祉事務所</td> <td>丹波篠山市 丹波市</td> </tr> <tr> <td>洲本健康福祉事務所</td> <td>洲本市 南あわじ市 淡路市</td> </tr> </tbody> </table> | 名 称 | 所 管 区 域 | 芦屋健康福祉事務所 | 尼崎市 西宮市 芦屋市 | 宝塚健康福祉事務所 | 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡 | 加古川健康福祉事務所 | 明石市 加古川市 高砂市 加古郡 | 加東健康福祉事務所 | 西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡 | 中播磨健康福祉事務所 | 姫路市 神崎郡 | 龍野健康福祉事務所 | 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡 | 豊岡健康福祉事務所 | 豊岡市 養父市 朝来市 美方郡 | 丹波健康福祉事務所 | 丹波篠山市 丹波市 | 洲本健康福祉事務所 | 洲本市 南あわじ市 淡路市 |
| 名 称 | 所 管 区 域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 芦屋健康福祉事務所 | 尼崎市 西宮市 芦屋市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宝塚健康福祉事務所 | 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加古川健康福祉事務所 | 明石市 加古川市 高砂市 加古郡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加東健康福祉事務所 | 西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中播磨健康福祉事務所 | 姫路市 神崎郡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 龍野健康福祉事務所 | 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 豊岡健康福祉事務所 | 豊岡市 養父市 朝来市 美方郡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 丹波健康福祉事務所 | 丹波篠山市 丹波市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 洲本健康福祉事務所 | 洲本市 南あわじ市 淡路市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>伊丹健康福祉事務所 赤穂健康福祉事務所 朝来健康福祉事務所</p> | <p>伊丹健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所及び朝来健康福祉事務所においては、その所管区域において、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>38 2から16までに掲げる事務 39 34（福祉に関する事業の調整に関することを除く。）及び36に掲げる事務（社会福祉に関することを除く。）</p> <p>所管区域については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="630 1346 1390 1570"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊丹健康福祉事務所</td> <td>伊丹市 川西市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td>赤穂健康福祉事務所</td> <td>相生市 赤穂市 赤穂郡</td> </tr> <tr> <td>朝来健康福祉事務所</td> <td>養父市 朝来市</td> </tr> </tbody> </table> | 名 称 | 所 管 区 域 | 伊丹健康福祉事務所 | 伊丹市 川西市 川辺郡 | 赤穂健康福祉事務所 | 相生市 赤穂市 赤穂郡 | 朝来健康福祉事務所 | 養父市 朝来市 | | | | | | | | | | | | |
| 名 称 | 所 管 区 域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 伊丹健康福祉事務所 | 伊丹市 川西市 川辺郡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 赤穂健康福祉事務所 | 相生市 赤穂市 赤穂郡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 朝来健康福祉事務所 | 養父市 朝来市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>新温泉健康福祉事務所</p> | <p>豊岡健康福祉事務所に、23から25まで、27及び29に掲げる事務を分掌させるため、新温泉健康福祉事務所を置き、所管区域は、美方郡である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 地 方 機 関 名 | 所 掌 事 務 |
|-----------|--|
| 但馬長寿の郷 | <p>但馬長寿の郷においては、次に掲げる事務をつかさどり、その所管区域は、豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 但馬地域における保健、医療及び福祉の連携並びにこれらの分野に関する知識及び技術の普及向上（以下「保健、医療及び福祉の連携等」という。）に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。 2 但馬地域における保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。 3 保健、医療及び福祉の連携等を図るため、講習会、研修会、研究会等の事業を行うこと。 4 高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅、福祉用具等を展示し、及びこれらに関する相談に応ずること。 5 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等に関する行事を行うこと。 6 保健、医療及び福祉の連携等を図るための講習会、研修会、展示会等のために施設を県民の利用に供すること。 7 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等を促進するために施設を県民の利用に供すること。 8 保健、医療及び福祉の連携等並びに県民の多様な交流の促進に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。 9 前各号に掲げるもののほか、県立但馬長寿の郷の目的を達成するために必要なこと。 <p>1 から 9 までに掲げる事務のほか、所管区域以外において、次に掲げる事務を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 10 保健、医療及び福祉の連携等に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。 11 保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。 |

| 地 方 機 関 名 | 所 掌 事 務 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|-----|---------|-------------|-------------------------------|-------------|-----|-------------|---------|-------------|----------------------------------|-------------|----------------------------|-------------|--|-------------|-----------------|
| <p>こども家庭センター</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 児童の一時保護に関すること。 2 相談統計に関すること。 3 児童の相談、調査、指導及び措置に関すること。 4 親権者及び後見人に関すること。 5 里親及び養子縁組制度に関すること。 6 児童及びその家庭についての医学的判定、その他の判定並びにこれらに付随する指導及び助言に関すること。 7 児童及び妊産婦の福祉に関する市町の相談業務に関し、必要な援助等を行うこと。 <p>中央こども家庭センターにおいては、前各号に掲げるもののほか、一時保護施設の管理に関する事務並びに他のこども家庭センターに対する技術的援助、情報提供及び連絡調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>所管区域については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="563 790 1386 1339"> <thead> <tr> <th data-bbox="563 790 879 831">名 称</th> <th data-bbox="879 790 1386 831">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="563 831 879 902">中央こども家庭センター</td> <td data-bbox="879 831 1386 902">加古川市 高砂市 洲本市 南あわじ市 淡路市 加古郡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 902 879 958">尼崎こども家庭センター</td> <td data-bbox="879 902 1386 958">尼崎市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 958 879 1014">西宮こども家庭センター</td> <td data-bbox="879 958 1386 1014">西宮市 芦屋市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1014 879 1104">川西こども家庭センター</td> <td data-bbox="879 1014 1386 1104">伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1104 879 1176">加東こども家庭センター</td> <td data-bbox="879 1104 1386 1176">西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1176 879 1279">姫路こども家庭センター</td> <td data-bbox="879 1176 1386 1279">姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1279 879 1339">豊岡こども家庭センター</td> <td data-bbox="879 1279 1386 1339">豊岡市 養父市 朝来市 美方郡</td> </tr> </tbody> </table> | 名 称 | 所 管 区 域 | 中央こども家庭センター | 加古川市 高砂市 洲本市 南あわじ市 淡路市 加古郡 | 尼崎こども家庭センター | 尼崎市 | 西宮こども家庭センター | 西宮市 芦屋市 | 川西こども家庭センター | 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡 | 加東こども家庭センター | 西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡 | 姫路こども家庭センター | 姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡 | 豊岡こども家庭センター | 豊岡市 養父市 朝来市 美方郡 |
| 名 称 | 所 管 区 域 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央こども家庭センター | 加古川市 高砂市 洲本市 南あわじ市 淡路市 加古郡 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 尼崎こども家庭センター | 尼崎市 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西宮こども家庭センター | 西宮市 芦屋市 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川西こども家庭センター | 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加東こども家庭センター | 西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 姫路こども家庭センター | 姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 豊岡こども家庭センター | 豊岡市 養父市 朝来市 美方郡 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 地 方 機 関 名 | 所 掌 事 務 |
|--------------|---|
| 女性家庭センター | <p>1 要保護女子の保護更生に係る次に掲げる事務</p> <p>(1) 要保護女子の保護更生に関する問題の相談に応ずること。</p> <p>(2) 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。</p> <p>(3) 要保護女子の一時保護を行うこと。</p> <p>(4) 要保護女子の婦人保護施設への入所及び退所措置に関すること。</p> <p>(5) 要保護女子の発生の予防につき、相談に応じ、並びに必要な指導及び啓発活動を行うこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、要保護女子の保護更生に関すること。</p> <p>2 配偶者（生活の本拠を共にする交際関係も含む。以下同じ。）からの暴力の防止及び被害者（配偶者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）の保護に係る次に掲げる事務</p> <p>(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する問題の相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。</p> <p>(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。</p> <p>(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。以下の項において同じ。）の一時保護を行うこと。</p> <p>(4) 被害者の婦人保護施設への入所及び退所措置に関すること。</p> <p>(5) 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。</p> <p>(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。</p> <p>(7) 被害者を居住させ保護する施設等の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。</p> |
| 県立明石学園 | <p>1 不良の行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援すること。</p> |
| 県立身体障害者更生相談所 | <p>1 身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。</p> <p>2 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。</p> <p>3 補装具の処方及び適合判定を行うこと。</p> <p>4 身体障害者手帳に関すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、身体障害者の福祉に関すること。</p> |

| 地 方 機 関 名 | 所 掌 事 務 |
|--------------|--|
| 県立知的障害者更生相談所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 知的障害者に関する問題のうち、専門的な知識及び療育手帳に関する相談に応ずること。 2 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 3 前各号に掲げるもののほか、知的障害者の福祉に関すること。 |
| 精神保健福祉センター | <ol style="list-style-type: none"> 1 精神保健及び精神障害者の福祉についての知識の普及に関すること。 2 精神保健及び精神障害者の福祉についての調査研究に関すること。 3 精神保健及び精神障害者の福祉についての相談及び指導のうち、複雑又は困難なものの処理に関すること。 4 精神医療審査会に関すること。 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の申請に対する決定及び障害者総合支援法第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。 6 障害者総合支援法第22条第2項又は第51条の7第2項の規定により、市町が同法第22条第1項又は第51条の7第1項に規定する支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。 7 障害者総合支援法第26条第1項又は第51条の11の規定により、市町に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。 8 前各号に掲げるもののほか、精神保健福祉センターの目的を達成するために必要なこと。 |